

○3番（枝 史子君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、枝史子です。傍聴席の皆様におかれましては、お忙しい中、足をお運びくださいましてありがとうございます。

それでは、議長により発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を進めてまいります。私の今回の一般質問は、不登校の児童生徒に対する町の対応について。まず、1つ目として、不登校の児童生徒が増え続けているが、このような子供たちに対して学校及び教育委員会はどのような働きかけをしているのか。

続いて、2つ目として、不登校の児童生徒のうち、半数以上はフレンドスクールを利用していないことから、社会的つながりを絶たれ、「居場所がない子」が一定数いると懸念される。このような子供たちの受皿となるようなさらなる対策が必要なのではないかという内容について、町の見解を問うというものです。

まず、1つ目です。報道等でも取り上げられて皆さん御存じのとおり、子供の数は減り続けているにもかかわらず、不登校児童生徒数は年々増え続けています。文科省が10月末に発表した令和5年度の小中学校における不登校児童生徒数は約34万6,000円人と、前年度と比べて4万7,000人、割合にして15.9%の増となり、11年連続の増加で過去最多となりました。当町でも、令和5年度は小学校児童では全児童数の2%に当たる27人が、中学校生徒では全生徒の6%に当たる36人が不登校状態になったとのデータがあります。

そもそも文科省では30日以上の長期欠席を不登校として調査公表しているわけですが、平成28年に交付された教育機会確保法及びその成立を踏まえて出された文書等により、不登校は問題行動ではないことが明確にされています。そして、確保法の基本指針の中でも、不登校児童生徒への支援は、登校という結果のみを目標とするのではなく、学校復帰をゴールとしないものへと大きく方向転換しました。

しかし、それでも不登校の子供たちやその保護者は、現在進行形で悩み苦しんでいます。それは、不登校の子供たちは自発的に学校に行かないわけではなく、行けるものなら行きたい、でもどうしても行けないと悩んでいるからなのです。そのような理由から、不登校は問題行動ではないけれども、学校に行きたいと思っている子供たちが行けない状況に陥っているのなら、それは周りの大人が解決すべきであると考えます。

そこで、①として、不登校の児童生徒が増え続けているが、このような子供たちに対して学校及び教育委員会はどのような働きかけをしているのかをお聞きします。

次に、2番目です。もう少し具体的な施策についてお聞きします。現在、町ではフレンドスクールという名称の適応指導教室を開設しています。これは、不登校のお子さんに対し個別指導や相談等を行う施設で、心理士の資格を持った方と教員免許を持った方が勤務していると伺っております。しかし、当町の令和5年度データによると、不登校の児童生徒のフレンドスクール利用率は、小学生では40%、中学生では33%といずれも半数に達しておりません。ただし、これは境町だけの傾向ではなく、

ほかの自治体でも同じように適応指導教室のような相談施設、支援施設を利用していないお子さんの割合は、半数以上となっているというのが実情です。もちろん意図的に行かない、自分の道を行くのだというお子さんもいらっしゃるかもしれません。けれども、問題は、最初の質問でも申し上げたとおり、学校に行きたくても行けないお子さんがフレンドスクールにも相談できず、悩みを抱えてしまっているというケースです。

実際に、不登校児童生徒を支援している方々や保護者の会を運営していらっしゃる方々にお話を聞くと、このような状況に置かれている場合、社会的なつながりが断たれ、より深刻な状況に陥ってしまうケースが多いそうです。

また、お子さんの不登校は保護者にも重大な影響を与えます。オンラインフリースクールを運営する企業の調査によると、保護者の18.7%が離職を余儀なくされ、9.1%が死にたいと感じたことが明らかになっています。そのことからも、私はどこにも居場所がない子のさらなる受皿の必要性を感じています。

文科省でも、フリースクール等の多様な学びの場の設置を促していますが、私はより具体的な案として、校内フリースクールの設置を検討できないかと考えています。校内フリースクールとは、子供たちが自分のペースで学び過ごすことができる従来のフリースクール機能を学校内の空き教室で行っているといったイメージの場所です。ただし、従来の別室登校のように、その時間に空いている教員が見回る程度というのではなく、その教室専任の担当職員が配置されます。これによって、子供たちはじっくりと相談に乗ってもらったり、継続的に見守ってもらいます。

校内フリースクールは、文科省によると、今年7月時点で全国の公立小学校の46.1%で整備されているとのことです。また、県内でも今年の9月現在で159校に上り、利用者も1,013人と前年度と比べ大幅に増加しているそうです。実際に、水戸市やつくば市では市内全小中学校に設置されております。

この校内フリースクールについては、ほかの自治体ではありますが、実際に設置の要望書を提出した保護者が、その効用についてこのようなことをおっしゃっています。「集団生活での様々な不安から教室に入ることが難しくなった子供たちの避難場所になる」、「ほかの子供たちと同じように無償で教育を受けることができ、給食を食べることができる」、「進学に関する内申点や学力低下を防ぐことができる」、「子供が自走で登校できることにより、親の送迎の負担がなくなり、離職・転職を防ぐことができる」、「完全不登校の未然防止にもなり、子供や保護者の心理的不安や負担を軽減することができる」、「ほかの子供たちや先生とつながれる状態にあることで深刻な孤立もなくなる」といったことを挙げています。そして、校内スクールを設けた学校で実際に不登校の児童生徒の数が減ったという報告も上がっています。

もちろんさきにも申し上げましたように、学校復帰がゴールではないと考えると、単純に不登校数が減ればいいというものではないと思います。けれども、学校に行きたいけれども、行けなかった子供たちが行けるようになり、それが数に反映しているというのであれば、有効な支援策だと言うこと

はできるのではないでしょうか。

文科省でも来年度から市町村が校内フリースクールの支援員を配置するのに必要な費用の補助として、国と都道府県による3分の1ずつの負担を打ち出すなど、校内フリースクール設置に前向きな姿勢を取っています。

そこで、②として、このような校内フリースクールも含めた居場所のない子の受皿について、町の見解をお聞きします。

以上、1項目2点の質問について答弁を求めます。

○議長（倉持 功君）　ただいまの不登校の児童生徒に対する町の対応についての質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 栗原恵子君登壇〕

○教育長（栗原恵子君）　皆様、おはようございます。枝議員の1項目め、不登校の児童生徒に対する町の対応についての1点目、不登校の児童生徒が増え続けているが、このような子供たちに対して学校及び教育委員会はどのような働きかけをしているのかとのご質問にお答えいたします。

まず、文部科学省における不登校児童生徒への対応についてですが、文部科学省が実施した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、小中学校の不登校児童生徒数は11年連続で増加し、約34万6,000人、うち学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数は約13万4,000人、うち90日以上欠席している児童生徒数は約6万7,000人と、いずれも過去最多となっております。

文部科学省では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律や、これに基づく義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針、また誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランに基づく取組を推進しております、県はもとより境町内小中学校におきましても、これらの趣旨や関連の通知等を踏まえた対応に努めています。

続いて、当町における状況及び対応についてお話しさせていただきます。茨城県教育委員会によりますと、令和5年度の県内不登校児童生徒数は小学校で2,978人、出現率2.16、中学校で5,009人、出現率6.68となっており、当町では、令和5年度、小学校で27人、出現率2.15、中学校で36人、出現率6.08となっております。

不登校支援に当たっては、不登校児童生徒やその保護者の意思を十分に尊重し行う必要があると考えております、欠席が続いたり、本人や保護者から相談があつたりした場合には、学校は速やかに面接を実施しております。また、スクールカウンセラーと連携しながら、適切な支援について検討しております。その上で、組織的にどのように対応していくかを検討し、なじめない要因の解消策に努めるなど、不登校児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力しております。

また、当町教育委員会では、毎月学校より不登校児童生徒の状況について報告を受けるとともに、担当相談員が学校に訪問をしており、生徒指導担当者や管理職などと対応の協議、指導を実施しております。

不登校の要因は様々であり、県の調査ではやる気が出ない、不安、抑鬱、生活リズムの不調などが主な理由ですが、本人でも分からることもあり、原因を特定することは難しい状況であります。その中で、教室に入ることができない児童生徒には、放課後登校や教室以外の別室登校など可能な範囲で登校し学習できる環境も整えております。

また、学校に登校できない児童生徒には、教室と自宅をオンラインでつなぎ、授業が受けられるよう町教育支援センター、フレンドスクールを活用した学習支援等を紹介するなど、児童生徒が学習できる場をつながるように努めております。

町教育支援センターに通室する場合でも、学校と町教育支援センターが連携し、児童生徒の心身の健康の状況、学習状況等を把握し、必要な支援を行っております。今後も不登校児童生徒やその保護者の意思を十分に尊重するとともに、学校が児童生徒にとって安心安全な居場所となるよう努めてまいります。

続きまして、2点目、不登校児童生徒のうち半数以上はフレンドスクール（適応指導教室）を利用していないことから、社会的なつながりを断たれ、「居場所がない子」が一定数いると懸念される。このような子供たちの受皿となるようなさらなる対策が必要なのではないか、町の見解を問うとのご質問にお答えいたします。

本年10月現在、当町における不登校児童生徒（30日以上欠席）は、小学校で7人、中学校で32人です。そのうち90日以上欠席は小学校で3人、中学校で14人です。このうちフレンドスクールを利用している不登校児童生徒数は小学校で3人、中学校で8人となっております。

欠席日数が30日を超えて学校へ登校できている児童生徒もおります。また、90日以上登校できていない児童生徒でも、担任や関係職員が保護者と連携を取り合ったり、家庭訪問で本人と話をしたりできている状況であります。ですから、学校だけでなく病院や児童相談所、福祉関係機関などの外部機関とも連携しながら対応しております。

学校の努力により、保護者と連絡が全く取れていない児童生徒はありません。対応に困っている保護者に対しては、スクールカウンセラーや町教育支援センターの公認心理士との面談も提案しているところでございます。

また、次年度に向けましては、中学校において校内フリースクールの設置に向けた準備を行っております。校内フリースクール開設の狙いとしては、自分の学級に入りづらい生徒が学校内に落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されます。県西管内では、現在、中学校9校で開設しており、県教育委員会でも校内フリースクールの開設を推進しているこのこ

とから、これから増えていくことが予想されております。

今後も児童生徒や保護者にとってより望ましい支援や環境の確保に向け検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉持 功君）　ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君）　ありがとうございます。欠席が続いたら速やかに面接をして、適切な支援をしていただいているということで、こちらのほうは確認いたしました。

その際になのですけれども、ほかの自治体の方からはよく聞くのですけれども、支援をしていただいて、それでもやっぱりフレンドスクールのようなところに行けない子というのは、そういうところがあるよというのを聞いていない、聞かされていないというようなこともあって、学校なり教育委員会からそのようなところもあるのですよという情報をいただけていないので親が探さなければならなかつたという話は聞くのですけれども、境町に関しては、ではそういうようなこともなく、こういうところもあるよ、こういう支援があるよという情報はちゃんとしていただけているのではないかと思うのですけれども、そこら辺のちょっと確認をお願いいたします。

○議長（倉持 功君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（栗原恵子君）　ただいまの枝議員さんの質問に対してお話をさせていただきます。

フレンドスクールの存在につきましては、リーフレットを作ったり、それから学校のほうでお話をさせていただいて、十分に広めて進めているというような状況に、私たちはそんな状況を取っております。

そして、そのケース・バイ・ケースで、お子さんによってどんな状況かということで、フレンドスクールにもなかなか足が運べないお子さんもいると思いますので、そういった場合には家庭訪問を中心に関係職員が進めておったり、またはオンラインで学習ができるという場合には、そういった形で進めております。

これからもフレンドスクールだけでなく、次年度つくっていく教室についても十分に検討しながら、そういった不登校のお子さんが通える場所、そして心が安らかに生活ができるようなそういった方向で私たちも検討を進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（倉持 功君）　ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君）　ありがとうございます。あと、今検討されている校内フリースクールについてですけれども、確認です。これは全小中学校、それとも全中学校のみという感じでしょうか。お願いします。

○議長（倉持 功君）　質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（栗原恵子君）　ただいまの枝議員の質問について答弁させていただきます。

現在考えている校内フリースクールの件でございますけれども、中学校をまず念頭に置いております。といいますのも、なかなか学校の中で、今、小学生、中学生、学校には来られるけれども、教室に入れないというお子さんの数を考えますと、中学校のほうが圧倒的に多い状況でございます。そして、やはり居場所づくりを進めていくのは、まず中学校というふうに考えておりまして、今のところ中学校の部屋の確保、それから人的な確保、そういったことを進めて、まずは中学校に設置をというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（倉持 功君）　ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君）　ありがとうございます。質問というわけではないのですけれども、先ほどのお話を伺いまして、校内フリースクールの話が進んでいるということでちょっと安心しました。といでのも、やっぱりほかの自治体も含めてなのですけれども、不登校の児童生徒の保護者の方から、校内フリースクールは本当に絶対に必要なので、完全に不登校になる前のちょっと教室に行けないとかそういう子たちのためにも校内フリースクールというのは必要だと訴えているにもかかわらず、なかなか自治体が動いてくれないという悩みとかを聞いているものですから、境町ではそのような動きがあるということで安心しております。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で私の今回の一般質問は終わりにいたします。

○議長（倉持 功君）　これで枝史子君の一般質問を終わります。